

# 第34回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

5. 業務の適正を確保するための体制
6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

## 個別注記表

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

東京日産コンピュータシステム株式会社

## **報告事項の「5. 業務の適正を確保するための体制」**

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### **(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置する。
- ② コンプライアンス委員を任命し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ③ 役員及び社員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。
- ④ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを規定する。社員への周知、啓蒙については、コンプライアンスマニュアルを作成し、全社員に配付、教育研修等を行うこととする。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、人事・総務部では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

### **(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適正に管理する。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理規程を定め、それに準拠した管理体制の整備を図る。

また、当社を取り巻くリスクを特定した上で、適切なリスク対応を行うとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。

コンプライアンス委員会に予防的リスクマネジメントの役割を持たせる。

### **(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

### **(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加えグループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規則を整備する。
- ② グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- ③ 親会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、及びその使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役の指揮・

監督の下、監査役の監査業務のサポートをする。

また、当該使用人の人事異動・評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

また、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役が定期的に役員及び社員から職務執行の状況に応じて、報告を受けることができる体制を整備する。報告・情報提供としての主なものは、下記のとおりとする。

- ・当社の重要な会計方針、基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

**(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じ、コンプライアンス規程と内部通報制度を役員及び社員に周知徹底する。

**(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(11) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査が実効的に行われていることを確保するため、監査・経理・総務等の関連部門が監査役の業務の補助をする。

**(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

## **報告事項の「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」**

当社は、上記に掲げた「業務の適正を確保するための体制」を整備しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりであります。

### **(1) 取締役の職務執行について**

当事業年度において取締役会を 12 回開催し、重要事項や業績報告及びその対策について十分に議論して意思決定をしております。監査役は取締役会の意思決定に対し、経営、法律、財務・会計に関するそれぞれの専門性に基づく中立的な監視を実施しており、経営の監視体制が十分に機能していると判断しております。

### **(2) 監査役の職務執行について**

当事業年度において監査役会を 13 回開催し、取締役会に出席するほか、稟議書等の重要文書を閲覧する等により、監査の実効性を確保しております。また、代表取締役や業務執行取締役及び会計監査人との定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、監査室との連携を図り、実効性のある監査の実施に努めております。

### **(3) コンプライアンス及びリスクの管理について**

コンプライアンスについては、コンプライアンス規程を制定し企業倫理の実践を図るためにコンプライアンス委員会を設置、内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めています。また、役員及び社員に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。リスク管理については、リスク管理規程を制定し、経営リスクに直面したときの対応について、対策本部の設置、業務、責務等を定めています。

### **(4) 財務報告の信頼性を確保する取組について**

財務報告の信頼性を確保するための体制について「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定しており、この方針に基づき当社の監査室が内部統制システム全般の整備・運用状況について有効性の評価を実施しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

市場価格のない …… 時価法によっております。

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない …… 移動平均法による原価法によっております。

株 式 等

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仕 掛 品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産 …… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、収益の獲得を目的とした自社利用のソフトウェアについては、将来の収益が確実と認められる期間(3～5年)、社内利用による費用削減が確実なものについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

#### (1) 製品販売

当社はハードウェア、ソフトウェア等の製品販売を行っております。これらの製品販売に必要な導入支援サービスを併せて提供する場合には、単一の履行義務として、顧客が当該製品を検収した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売において、製品単体の納品や簡易的なキッティング作業のみで当社にて動作確認を行い、出荷する製品については、出荷時点で収益を認識しております。

#### (2) 保守サービス、マネージドサービスなど

当社はハードウェア、ソフトウェアの製品販売に伴い、発生するハードウェア保守、ソフトウェア保守についてのサービス提供やデータセンターなどのマネージドサービスの提供を行っております。これらのサービス提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(3) 受託開発

当社はソフトウェアの受託開発を行っております。開発期間が短期間のものについては、顧客が当該ソフトウェアを検収した時点で収益を認識しております。その他の受託開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。なお、当該開発進捗において、開発フェーズ単位で顧客と契約している場合においては、フェーズ単位の開発期間が短期間のものに限り、顧客との契約に基づき、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(4) コンピュータ用品

当社は国内の顧客に対し、サプライ品などコンピュータ用品を販売しております。コンピュータ用品の販売については、顧客に納品した時点で収益を認識しております。

(5) その他

当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品、サービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当事業年度期首より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。なお、これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当社は「情報システム関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、当社が提供する財又はサービスの収益の分解情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	財又はサービス					合計
	ハードウェア	ソフトウェア	サービス (注) 1	コンピュータ用品	その他 (注) 2	
一時点で移転される財又はサービス	944,919	1,547,975	1,250,711	89,299	97	3,833,003
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	—	3,319,659	—	—	3,319,659
顧客との契約から生じる収益	944,919	1,547,975	4,570,370	89,299	97	7,152,662

(注) 1. 「サービス」の区分の内、一時点で移転される財又はサービスは、ハードウェア、ソフトウェアの導入に伴う短期間の導入支援サービス等の売上高であります。また、一定の期間にわたり移転されるサービスは、データセンター、ヘルプデスク、保守サービス等の契約期間に基づいて計上される売上高であります。

2. 「その他」の区分は、代理人としての手数料収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、取引価格は、仕入原価(製品原価、外注原価)、社内工数に基づき、決定しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,901,390
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,678,868
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	439,495
契約負債(期末残高)	377,856

契約資産は、受託開発契約について、開発期間が短期間のものを除き、原価比例法に基づき進捗率を見積り、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについて計上しております。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託開発の対価は、顧客検収時点に請求し、顧客の締め日支払日に応じ受領しております。なお、当事業年度における契約資産残高はありません。

契約負債は、主に保守サービスなど月額課金に対する契約期間分の前受入金であり、収益の認識に伴い取り崩されるものであり、概ね翌事業年度に取り崩されるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれない重要な変動対価の額等はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	104,253千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,181,336千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との間の取引高

営業取引	
① 売上高	635,544千円
② 売上原価	36,258千円
③ 販売費及び一般管理費	830千円
2. 売上原価に含まれる棚卸資産評価損	

期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、棚卸資産評価損360千円が売上原価に含まれております。

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京本社	事務所	建物
		工具、器具及び備品
東京都江東区	事務所	工具、器具及び備品

当社は、事業用資産については単一事業であるため全社単位でグルーピングを行っており、事務所については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産は、本社移転を実行したため、退去に伴う原状回復費用、資産の処分を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、原状回復費用20,170千円、建物8,784千円、工具、器具及び備品4,216千円、廃棄費用等1,459千円であります。

なお、回収可能額は使用価値により零としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	6,300,000株
------	------------

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式	15,015株
------	---------

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

2021年6月17日開催の第33回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額	81,671千円
・1株当たり配当額	13円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月16日開催の第34回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額	94,274千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	15円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月17日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に短期的な運転資金の調達によるもので、月内に借入を行い、月末までには返済を行うこととしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達に関しては、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、2022年3月31日現在、借入金残高はありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(資産(3)投資有価証券の脚注を参照ください。)。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 電子記録債権	3,658	3,658	—
(2) 売掛金	1,678,868	1,678,664	△203
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	112,094	112,094	—
資産計	1,794,620	1,794,417	△203
(1) 買掛金	1,173,667	1,173,667	—
(2) 未払金	31,113	31,113	—
(3) 未払費用	94,378	94,378	—
(4) 未払法人税等	92,347	92,347	—
負債計	1,391,508	1,391,508	—

\* 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

#### 資産

##### (1) 電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しておりますが、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

##### (3) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しておりますが、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下の通りです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	111,492	41,860	69,632
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	601	690	△ 88
合計		112,094	42,550	69,543

\* 市場価格のない株式等は、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位：千円)

区分	2022年3月31日
非上場株式	4,000

#### 負債

##### (1) 買掛金、(2)未払金、(3) 未払費用、並びに(4)未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しておりますが、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
電子記録債権	3,658	—	—
売掛金	1,651,852	27,016	—
合計	1,655,510	27,016	—

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	102, 155千円
賞与引当金	25, 279千円
貸倒引当金	6, 186千円
未払事業税	6, 799千円
その他	19, 846千円
繰延税金資産小計	<u>160, 267千円</u>
評価性引当額	<u>△ 11, 689千円</u>
繰延税金資産合計	<u>148, 577千円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△ 21, 294千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 21, 294千円</u>
繰延税金資産純額	<u>127, 283千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

(単位 : 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日産東京販売ホールディングス㈱	被所有直接(53. 9%)	当社商品の販売等役員の兼任	当社商品の販売等	635, 544	売掛金	104, 022

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 当社商品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 583円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 46円76銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。